

県立学校諸証明事務取扱要領

(要旨)

第1 この要領は、県立学校事務処理規程（昭和44年教育委員会訓令第9号）第6条第3号に規定する生徒に関する諸証明事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(証明の対象者)

第2 証明の対象者は、県立学校に在学する者、県立学校を卒業、転学及び退学した者（以下「生徒等」という。）とする。

(証明書の種類)

第3 生徒等に対する証明書は、次のとおりとする。

- (1) 在学証明書（様式1、様式1-2、様式1-3、様式1-4）
- (2) 卒業証明書（様式2、様式2-2、様式2-3、様式2-4）
- (3) 卒業見込証明書（様式3、様式3-2）
- (4) 調査書（全国高等学校統一用紙（進学用、就職用））
- (5) 修了証明書（様式4、様式4-2、様式4-3、様式4-4）
- (6) 成績証明書（様式5、様式5-2、様式5-3、様式5-4）
- (7) 単位修得証明書（様式6、様式6-2、様式6-3、様式6-4）
- (8) その他校長が必要と認める証明書

(申請)

第4 証明書の発行を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人
 - (2) 本人が選任した代理人
 - (3) 本人（県立学校に在学する者に限る。）の保護者
- 2 申請者は、申請者名を自署した証明書発行申請書（様式7）（以下「申請書」という。）を提出し、申請しなければならない。
- 3 申請書は、申請書に定める必要事項について、申請者が自署した書面をもってこれに代えることができる。
- 4 電話、ファクシミリ及び電子メールでの申請は受理しない。

(委任状)

第5 校長は、本人が代理人を選任した場合は、委任状（様式8）を徴するものとする。

- 2 委任状は、委任状に定める必要事項について、本人が自署した書面をもってこれに代えることができる。

(申請者の確認)

第6 校長は、必要があると認めるときは、申請者を確認できる身分を証明する書類（運転免許証、健

康保険証等)の提示を求めることができる。

(統廃合等に係る証明)

第7 統廃合、分離独立及び学科再編(以下「統廃合等」という。)により、現に存在しない学校に在籍していた生徒等への証明は、学籍簿の保管者である統廃合等後の校長が証明するものとする。

(廃棄済に係る証明)

第8 学校教育法施行規則第28条第2項に規定する保存年限を経過し、廃棄した表簿に係る証明について申請があった場合には、発行できない旨を記載した文書(様式9、様式9-2)をもって、申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月14日から施行する。
- 2 この要領による改正前の県立学校諸証明事務取扱要領の様式による証明書は、この規則による改正後の県立学校諸証明事務取扱要領の様式による証明書とみなす。
- 3 改正前の県立学校諸証明事務取扱要領の様式による証明書は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の県立学校諸証明事務取扱要領の様式は、この規則による改正後の県立学校諸証明事務取扱要領の様式とみなす。
- 3 改正前の県立学校諸証明事務取扱要領の様式は、当分の間、これを使用することができる。

県立高等学校証明書発行手数料徴収事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号。以下「条例」という。）別表第10の金額の欄(10)の知事が定める額により、証明手数料（以下「手数料」という。）の徴収を要する証明事務について、必要な事項を定めるものとする。

(徴収対象者)

第2 県立高等学校の生徒であった者に対し、その者の在学時の学業等について証明書を発行する場合に、手数料を徴収するものとする。

2 転・退学者にあつては、当該転・退学した日から当該転・退学した日の属する月の末日までの間は、前項の規定は適用しない。

(対象となる証明書)

第3 手数料を徴収する証明書は、次のとおりとする。

- (1) 在学証明書
- (2) 卒業証明書
- (3) 調査書
- (4) 修了証明書
- (5) 成績証明書
- (6) 単位修得証明書

(手数料の額)

第4 手数料の額は、条例別表第10の規定により、証明書1通につき400円とする。

(徴収方法)

第5 手数料の徴収は、条例第2条の規定により、岩手県収入証紙（以下「収入証紙」という。）によるものとする。

2 収入証紙は、県立学校諸証明事務取扱要領第4第2項に規定する証明書発行申請書（以下「申請書」という。）の貼付欄に貼付して納入するものとする。

(手数料の徴収時期等)

第6 手数料の徴収時期は、交付時とする。

2 保存年限超過等により、証明書が発行できない場合は、収入証紙は消印せず、申請書と共に申請者に返戻するものとする。

(徴収済の手数料)

第7 既に徴収した手数料は、いかなる場合であっても還付しないものとする。

(徴収対象者の特例)

第8 いわたの学び希望基金奨学金給付要綱（平成23年9月29日教育長決裁）第15第3項の規定に基づく一時金の申請をする者に対し、同要綱に基づく申請書によって当該者の卒業について証明する場合には、第2第1項の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。

附 則（平成19年3月7日教育長決裁）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月28日教育長決裁）

この要領は、平成23年10月28日から施行する。

附 則（平成29年10月11日教育長決裁）

この要領は、平成29年10月11日から施行する。